

標準仕様書

(契約電力500kW未満の高圧受電施設用)

施設名称 日本郵便株式会社 宝塚郵便局

標準仕様書

1 品名

日本郵便株式会社 宝塚郵便局で使用する電気

2 概要

(1) 対象建物

宝塚郵便局

(2) 需要場所

兵庫県宝塚市小浜 3-1-20

(3) 業種及び用途

郵便局

3 電気方式等

(1) 供給電気方式

交流 3 相 3 線方式

(2) 供給電圧（標準電圧）

6,000 ボルト

(3) 計量電圧（標準電圧）

6,000 ボルト

(4) 標準周波数

60 ヘルツ

(5) 受電方式

1 回線受電

(6) 蓄熱式負荷設備：無

(7) 令和 6 年度実績（令和 8 年 1 月 9 日環境省・経済産業省より公表）における事業者全体の二酸化炭素調整後排出係数が、0.000396（t-CO₂/kWh）以下であること。ただし、入札公告日までに新たな数値が環境省・経済産業省により公表された場合にはその数値を適用する。

(8) 非常用自家発電設備：有

詳細：電圧 200V 出力 165kW

原動機ディーゼル機関、予備 1 台を有している。

(9) フリッカ発生機器：無

フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えているような負荷設備は有していない。

4 契約電力及び予定使用電力量

(1) 契約電力

常時電力 408 キロワット

ただし、契約後の各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。)

- (2) 予定使用電力量 (月別の予定使用電力量は、別紙 1 のとおり)

1,235,080 キロワット時／年

- (3) 供給期間

2027 年 1 月 1 日 0:00 から 2027 年 12 月 31 日 24:00

ただし、供給期間満了の日の 6 か月前までに、日本郵便株式会社及び供給者のいずれもが相手方に対し書面による変更の申入れ又は終了の通知をしない場合には、供給期間満了の日の翌日から起算して 1 年間は本契約と同一条件で更新されるものとし、最長で 2031 年 12 月 31 日までとする。

- (4) 需給地点及び引込み方式

高圧・架空引込線供給

・需要場所における関西電力株式会社の設置した構内第 1 号柱上の関西電力株式会社の架空引込線と宝塚郵便局の開閉器電源側接続点

- (5) 電気工作物の財産分界点

上記 (4) 需給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、電気事業者の

所有とする。

- (6) 保安上の責任分界点

上記 (5) 電気工作物の財産分界点に同じ。

- (7) 力率

供給期間における予定力率は 100 パーセントとする。

実績は、別紙 1 による。

5 計量器及び検針方法

料金の算定上必要な計量器及びその他付属装置を設置または撤去する場合は、電力供給会社の費用負担とする。また、計量器及びその他付属装置の稼働に必要な費用も電力供給会社の費用負担とする。なお、施工に際して停電が必要な場合は、当方の指定する日時に行うこと。検針方法は、原則として電力供給会社の定めによる。

現在の検針方法は、次の (1) ～ (3) による。

- (1) 自動検針装置：有

- (2) 電力会社の検針方法：遠隔自動検針装置による検針

- (3) 計量器の構成：電力需給用複合計器 (通信機能付)

6 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が

定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は１００パーセントとし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- （２）燃料費調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の設定水準と比較し、同等又は日本郵便株式会社にとって有利になること。
- （３）詳細については、宝塚郵便局（0797-86-3003）の指示による。
- （４）疑義については、日本郵政コーポレートサービス株式会社九州ＢＰＯセンター調達担当（096-363-1280）まで照会のこと。
- （５）本仕様書に定めのない事項については、供給者と需給者が協議の上決定するものとする。
- （６）契約書又は約款とこの仕様書の間に相違がある場合は、仕様書の記載内容を優先する。

宝塚郵便局 月別予定使用電力量

予定電力量			実績データ			
年 月	契約電力 (予定) [kW]	予定使用 電力量 [kWh]	年 月	契約電力 [kW]	力率 [%]	使用実績 電力量 [kWh]
令和9年1月	408	130,695	令和7年4月	243	100	69,517
令和9年2月	408	99,744	令和7年5月	188	100	77,200
令和9年3月	408	67,618	令和7年6月	258	100	100,875
令和9年4月	408	69,517	令和7年7月	339	100	146,316
令和9年5月	408	77,200	令和7年8月	408	100	143,839
令和9年6月	408	100,875	令和7年9月	400	100	116,336
令和9年7月	408	146,316	令和7年10月	366	100	86,410
令和9年8月	408	143,839	令和7年11月	281	100	73,748
令和9年9月	408	116,336	令和7年12月	222	100	122,782
令和9年10月	408	86,410	令和8年1月	264	100	130,695
令和9年11月	408	73,748	令和8年2月	282	100	99,744
令和9年12月	408	122,782	令和8年3月	296	100	67,618
計		1,235,080				1,235,080